るから，相続開始後に被相続人名義の預貯金口座に入金が行われた場合，上記契約の性質上，共同相続人は，入金額が合算された１個の預貯金債権を準共有することになるものと解される。

そうすると，被相続人名義の預貯金債権について，相続開始時の残高相当額部分は遺産分割の対象となるがその余の部分は遺産分割の対象とならないと解することはできず，その全体が遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。多数意見はこの点について明示しないものの，多数意見が述べる普通預金債権及び通常貯金債権の法的性質からすると，以上のように解するのが相当であると考える。

２　以上のように解すると，①相続開始後に相続財産から生じた果実，②相続開始時に相続財産に属していた個々の財産が相続開始後に処分等により相続財産から逸出し，その対価等として共同相続人が取得したいわゆる代償財産（例えば，建物の焼失による保険金，土地の売買代金等），③相続開始と同時に当然に分割された可分債権の弁済金等が被相続人名義の預貯金口座に入金された場合も，これらの入金額が合算された預貯金債権が遺産分割の対象となる（このことは，果実，代償財産，可分債権がいずれも遺産分割の対象とならないと解されることと矛盾するものではない。）。この場合，相続開始後に残高が増加した分については相続開始時に預貯金債権として存在したものではないところ，具体的相続分は相続開始時の相続財産の価額を基準として算定されるものであることから（民法903条，904条の２），具体的相続分の算定の基礎となる相続財産の価額をどう捉えるかが問題となろう。この点については，相続開始時の預貯金債権の残高を具体的相続分の算定の基礎とすることが考えられる一方，上記②，③の場合，当該入金額に相当する財産は相続開始時にも別の形で存在していたものであり，相続財産である不動産の価額が相続開始後に上昇した場合等とは異なるから，当該入金額に相当する相続開始時に存在した財産の価額を具体的相続分の算定の基礎に加えることなども考え得るであろう。もっとも，具体的相続分は遺産分割手続における分配の前提となるべき計算上の価額又はその価額の遺産の総額に対する割合を意味するのであるから（最高裁平成11年（受）第110号同12年２月24日第一小法廷判決・民集54巻２号523頁参照），早期にこれを確定することが手続上望ましいところ，後者の考え方を採る場合，相続開始後の預貯金残高の変動に応じて具体的相続分も変動し得ることとなり，事案によっては具体的相続分の確定が遅れかねないなどの遺産分割手続上の問題が残される。従来から家庭裁判所の実務において，上記①～③の財産も，共同相続人全員の合意があれば具体的相続分の算定の基礎ないし遺産分割の対象としてきたとみられるところであり，この問題については，共同相続人間の実質的公平を図るという見地から，従来の実務の取扱いとの均衡等も考慮に入れて，今後検討が行われることが望まれよう。

裁判官木内道祥の補足意見は，次のとおりである。

私は多数意見に賛同するものであるが，以下のとおり，私見を付加しておきたい。

多数意見は，遺産分割の仕組みが共同相続人間の実質的公平を図ることを旨として相続により生じた相続財産の共有状態の解消を図るものであり，被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましいことを前提に，預貯金が現金に極めて近く，遺産分割における調整に資する財産であることなどを踏まえて，本件で問題となっている各預貯金債権の内容及び性質に照らし，上記各債権が共同相続人全員の合意の有無にかかわらず遺産分割の対象となるとしたものであると理解することができる。

私は，以上の点に加えて，預貯金債権は，その額面額をもって価額と評価することができることからしても，共同相続人全員の合意の有無にかかわらず遺産分割の対象となると考えるものである。

遺産分割の審判においては，各相続人の具体的相続分の算定と取得財産の決定という二つの場面で，個別の相続財産の価額を評価することが求められる。前者については，被相続人が相続開始時において有した財産，遺贈や生前贈与として持ち戻される財産の価額に基づいて，寄与分を考慮した上で，各相続人の具体的相続分の価額及び割合が算定される（民法903条，904条の２）。後者については，遺産分割時に存在する財産をその時点の価額で評価した上で，各相続人の具体的相続分の割合に応じて，各相続人が取得する財産が定められる。

しかるに，債権については，その有無，額面額及び実価（評価額）について共同相続人全員の合意がある場合を除き，一般的に評価が困難というべきである。そのため，債権を広く一般的に遺産分割の対象としようとすると，各相続人の具体的相続分の算定や取得財産の決定が困難となり，遺産分割手続の進行が妨げられ，その他の相続財産についても遺産分割の審判をすることができないという事態を生ずるおそれがある。共有状態にある相続財産については各相続人の権利行使が制約されることを考慮すると，このような状態はなるべく早く解消されるべきである。

遺産分割の審判においては，共同相続人間の実質的公平を図るために特別受益の持戻しや寄与分の考慮を経て具体的相続分を算定して遺産分割が実現されるところ，債権を広く一般的に遺産分割の対象としようとして具体的相続分の算定が困難となり，その他の相続財産についても遺産分割の審判をすることができず，相続財産に対する各相続人の権利行使が制約される状態が続くことは，遺産分割審判制度の趣旨に反する。したがって，額面額をもって実価（評価額）とみることができない可分債権については，上記合意がない限り，遺産分割の対象とはならず，相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるものと解するのが相当である。なお，民法903条，904条の２は，同法第５編第３章第３節「遺産の分割」の前に位置するが，遺産分割の基準である具体的相続分を算定するためのものであるから，遺産分割の対象とならない上記可分債権は，これらの規定にいう「相続開始の時において有した財産」には含まれないと解される。

これに対して，預貯金債権の場合，支払の確実性，現金化の簡易性等に照らし，その額面額をもって実価（評価額）とみることができるのであるから，上記可分債権とは異なり，これを遺産分割の対象とすることが遺産分割の審判を困難ならしめるものではない。

したがって，預貯金債権は，共同相続人全員の合意の有無にかかわらず，遺産分割の対象となると解するのが相当である。

裁判官大橋正春の意見は，次のとおりである。

私は，原決定を破棄し，本件を原審に差し戻すとの多数意見の結論には賛成するものであるが，その理由については考えを異にするので，意見を述べたい。

１　多数意見は，原決定による遺産分割の結果が著しく抗告人に不利益なものであり，その原因は預貯金債権が遺産分割の対象とならなかったことにあると考え，これを解決する方策として，判例を変更して，普通預金債権及び通常貯金債権は最高裁昭和27年（オ）第1119号同29年４月８日第一小法廷判決・民集８巻４号819頁にいう「可分債権」に当たらないとするものであると理解することができる。

しかし，多数意見の立場は，問題の設定を誤ったものであり，問題の根本的解決に結び付くものでないだけでなく新たな問題を生じさせるものといわなければならない。預貯金債権を準共有債権と解したとしても，他の種類の債権について本件と同様に不公平な結果が生ずる可能性は依然として残されている。例えば，本件と，被相続人が判決で確定した国に対する国家賠償法上の損害賠償請求権を有していた事案とで結論が異なるのが相当なのかという疑問が生ずる。

２　問題は，相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割される可分債権を遺産分割において一切考慮しないという現在の実務（以下「分割対象除外説」という。）にあるといえる。これに対して，私は，可分債権を含めた相続開始時の全遺産を基礎として各自の具体的相続分を算定し，これから当然に分割されて各自が取得した可分債権の額を控除した額に応じてその余の遺産を分割し，過不足は代償金で調整するという見解（以下「分割時考慮説」という。）を採用すべきものと考える。その理由は，次のとおりである。

遺産の分割は，遺産全体の価値を総合的に把握し，これを共同相続人の具体的相続分に応じ民法906条所定の基準に従って分割することを目的とするものであり（最高裁昭和47年（オ）第121号同50年11月７日第二小法廷判決・民集29巻10号1525頁参照），ここにいう「遺産全体」が相続開始時において被相続人の財産に属した一切の権利義務（同法896条）を指すことには疑問がない。したがって，遺産分割とは，相続開始時において被相続人の財産に属した一切の権利義務を具体的相続分に応じて共同相続人に分配することであるといえる。これに対して，分割対象除外説は，遺